

## 広島県告示第八百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域	所在地
自然現象の種類	因となる原因の発生原		
崩壊 急傾斜地の	土砂災害	広島県呉市阿賀南八丁目及び同市阿賀町正田平地内	土砂災害警戒区域
次の図のとおり	表区域の示の		土砂災害特別警戒区域
冠崎川(一四) 三(b)	阿賀南八丁 目三八(四六) 八)	区域の名称	
土石流	崩壊 急傾斜地の	の自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
冠崎川(一四) 三(b)	阿賀南八丁 目三八(四六) 八)	因となる原因の発生原	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
土石流	崩壊 急傾斜地の	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	因となる原因の発生原	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。